

代替滑走路事業に係る航空法の変更許可申請について

中部国際空港株式会社では、大規模補修時においても継続的な空港運用を可能とすること及び完全24時間運用を実現すること等を目的として、現空港用地内の誘導路1本を転用して代替滑走路を整備することを計画しております。

2024(令和6)年2月19日に国土交通省が中部国際空港の設置及び管理に関する法律第3条に規定する基本計画(※)を改定したことを踏まえ、本日、代替滑走路事業について、航空法に基づく空港等の変更許可申請を国土交通大臣あて行いましたので、お知らせいたします。

変更許可申請の主な内容につきましては、下記のとおりです。

※基本計画は、国土交通省ウェブサイトでご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001768578.pdf>

記

○航空法第43条第2項において準用する同法第38条第2項に基づく空港等の変更許可申請

■変更しようとする事項(下図参照)

- (1) 滑走路A(現滑走路)の着陸帯幅の変更 幅300m→280m
- (2) 滑走路B(代替滑走路)の整備 長さ:3,290m、幅:45m



以上